

資料No.	ページ	質問内容	回答係	回答
1 (第4回)	34	2.地域における見守り体制の充実 (1)地域の見守り活動の推進  「福祉委員」とはどのような立場の人ですか。例えば、民生委員のように委託をされているのでしょうか。	高齢者支援係	地域における福祉活動の推進者です。 飯塚市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業のひとつとして位置づけられており、現在飯塚市において約570名の福祉委員が、地域の実情に応じて様々な活動をされています。 飯塚市社会福祉協議会が小地域に発生する福祉問題を早期に発見し、必要に応じて適切な援助サービスを日常的に提供できるよう、その体制を確立することを目的に設置されているものです。 原則として各自治会長、民生委員の合意により推薦され、飯塚市社会福祉協議会会長の委嘱を受けるものとされています。 人数は、原則としておおむね50世帯に1人を目安とされ、穂波・筑穂・庄内・頼田支所管内は原則として各自治会に1人を目安とされています。任期は3年。活動費として月額1,000円が支給されています。  (役割) 地域住民とともに福祉のネットワーク活動を推進する世話人 ・担当区域の日常的な見守り活動を行う ・福祉問題の早期発見に努める ・把握された福祉問題の解決を図るため関係者(機関)に連絡通報を行う ・その他、福祉のネットワーク活動に関するものを行う
1 (第4回)	36	4.医療と介護の連携の推進  地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制として地域包括ケアシステムの構築については、医療機関(医師会)を中心に飯塚市・嘉麻市・桂川町を5ブロックごとに区割して、各区域で包括ケアシステムの推進協議会が実施されていると思いますが、2025年問題を見据えて構築計画が進められている最中、ほぼ確立されたのか。また、今一步の場合は進捗状況はどうか。	高齢者支援係	5ブロック医療介護連携拠点病院の役割として、 ①在宅医療・介護関係者との緊密な連携構築と、バックアップ支援(在宅療養中患者の緊急時の入院受け入れ等) ②5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会の開催(ルール・仕組みづくりと周知、情報共有、教育研修) ③介護施設からの医療相談、看取り実習受け入れ(一部) ④災害に備えた医療介護相談支援・連携調整 ④住民の健康増進と予防の普及啓発 などがあります。 5ブロック医療・介護連携拠点病院については整備されており、各地区で協議され、取り組まれています。 令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、住民への啓発活動を自粛せざるを得ない状況ではありましたが、今年度は、地域住民や地域の施設への相談・知識の提供を行う計画もあり、在宅医療の拠点として、役割を果たすための取組を推進していくこととしています。
1 (第4回)	51	3.認知症に関する相談や家族支援の充実 (4)認知症による徘徊に対する取組  県の防災メールを活用する旨が記載されているほか、防災無線を使用することもあるかと思われませんが、身近で情報がすぐに入る市公式LINEを活用するとよいのではないのでしょうか。	高齢者支援係	委員の意見を受け、以下内容に記載を変更いたしました。 ○認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録を促進するとともに、県の防災メールの活用だけでなく、市のSNSの活用も検討し、徘徊が疑われる高齢者の早期発見・保護に努めます。
1 (第4回)	30	2.介護予防の充実 (1)一般介護予防の充実 ③地域介護予防活動支援事業  「住民主体の介護予防活動の担い手」としてどの年代を考えられていますか。実態調査から地域活動に参加したい人、お世話係として参加したい人などの数字が出ていますが、この数字との関連はありますか。「どうしても地域ごとの差が出てくる」ことがわかっている上での市の対応は情報提供で大丈夫でしょうか。安心して暮らせるでしょうか。外に出られる方は様々な場に重複して参加されていると思いますが、地域の交流センターに來れない方々をどうするのか、対策はありますか。	高齢者支援係	前回答させていただきましたが、現在、住民主体の介護予防活動の担い手を育成する研修会の開催や、活動費の助成制度について検討しております。「住民主体の介護予防活動の担い手」としての年代の特定はしていません。また、実態調査との関連はありません。 「地域ごとの差が出てくる」ことへの対応としましては、住民主体の介護予防活動が行われない地域にお住まいの高齢者につきましては、市が直接実施する介護予防教室への参加を促すなど、その対応について、地域包括支援センターと連携を図りながら住民主体の「通いの場」を充実させていきます。 また、高齢者の介護予防・生活支援の基盤整備を進めていくことを目的として、地域が主体となった支え合い活動を推進し、地域全体で高齢者を支える体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援体制整備事業の中で、ボランティア等の担い手の養成・発掘をはじめ、民間事業者を含めた地域資源の開発やそのネットワーク化を支援することで、高齢者が元気に地域で暮らしていけるよう地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。 地域の交流センターに來られていない方々に対しては、地域包括支援センターの協力も得て、参加していない理由、参加できない理由を検証し、多くの方が参加できる「通いの場」を計画していく必要があると考えています。また、交通手段のない方々のために、送迎付きの介護予防事業も検討しています。
1 (第4回)	58	3.地域包括ケアシステムの強化に向けた取組 (1)地域包括支援センターの機能強化 ①介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)  飯塚市内のケアマネジャーの現状(人数、担当されている平均利用者数、待遇、事務所数の変化など)について把握されていることを教えてください。「業務が増大する包括支援センター」も大変ですが、「地域における既存の社会資源を効果的に活用」とありますが「既存の資源」とは何ですか。  ※前回の回答を受けての質問	事業所係	現在、飯塚市内のケアマネジャーの人数は114人、担当利用者数は平均29.3件です。処遇改善加算やベースアップ加算等については、現在ケアマネジャーについてはありません。居宅介護支援事業所の変化については、令和3年度は新規が1事業所、廃止は1事業所、令和4年度は新規は3事業所、廃止は5事業所、令和5年度は10月1日現在で新規は3事業所、廃止は7事業所で市内の事業所は42事業所となっています。また、「既存の社会資源」とは、一般的に利用者のニーズ(課題)を充足させるために用いられる物的・人的資源を総称したものとされています。具体的には、家族や近隣、ボランティアや医療・介護の専門職、公的サービスや民間企業等が行うサービス等があります。この場合、今後、地域住民の多様化するニーズや認知症高齢者やその家族への対応による地域包括支援センターの業務が増大されると考えられるため、地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への適切な支援が行えるよう居宅支援事業所と連携を図り支援を行うことが社会資源にあたります。

資料No.	ページ	質問内容	回答係	回答																																																																								
1 (第4回)	62	<p>5.介護保険事業の円滑な運営のための取組 (1)介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応 ①介護保険制度に関する情報提供</p> <p>その趣旨や利用方法などについての更なる普及を図るための周知活動としてSNSを検討することが有効でしょうか。R3、R4、R5年度の出前講座、研修会が穎田地区、筑穂地区だけなのはなぜですか。各講座、研修会の参加者数を教えてください。</p>	事業所係 高齢者支援係 適正化担当	<p>近年では、スマートフォンの普及により周知活動としてSNSを使用することは有効であると考えます。介護予防のための出前講座は全地区で実施していますが、本市の新規認定者が75～84歳で高い割合で発生し、85歳で低くなっているという現状の中で、少しでも新規要介護認定を遅らせるために介護保険制度を周知する場として、「後期高齢者医療証」が交付される75歳の高齢者を対象に令和4年度に穎田地区(11回177人)の健幸講座と令和5年度の筑穂地区(9月まで:6回84人)の健幸講座で介護保険ミニ講座を開催いたしました。この講座は、今後実施地域を拡大していく予定です。健幸講座以外の市内全域の介護予防教室の実績は下記の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R3年度</th> <th colspan="2">R4年度</th> </tr> <tr> <th>実施回数</th> <th>延人数</th> <th>実施回数</th> <th>延人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防教室(出前講座)</td> <td>42回</td> <td>777人</td> <td>82回</td> <td>1,463人</td> </tr> <tr> <td>高齢者筋力アップ教室</td> <td>12回×9会場</td> <td>1,345人</td> <td>12回×16会場</td> <td>2,686人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">足元気運動教室</td> <td>12回×4会場</td> <td>608人</td> <td>12回×5会場</td> <td>1,148人</td> </tr> <tr> <td>8回×1会場</td> <td>113人</td> <td>ボールエクササイズ教室</td> <td>12回×2会場</td> <td>454人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボールエクササイズ教室</td> <td>12回×1会場</td> <td>175人</td> <td>ケアトランポリン教室</td> <td>30回×1会場</td> <td>421人</td> </tr> <tr> <td>9回×1会場</td> <td>184人</td> <td>脳元気教室</td> <td>7回×5会場</td> <td>663人</td> </tr> <tr> <td>ケアトランポリン教室</td> <td>18回×2会場</td> <td>322人</td> <td>音楽サロン</td> <td>6回×10会場</td> <td>937人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">脳元気教室</td> <td>6回×4会場</td> <td>318人</td> <td>フレイルチェック・フレイル予防教室</td> <td>154回</td> <td>1,988人</td> </tr> <tr> <td>8回×1会場</td> <td>111人</td> <td>フレイル予防サポーター養成</td> <td>2回</td> <td>25人(実人数)</td> </tr> <tr> <td>音楽サロン</td> <td>6回×5会場</td> <td>355人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フレイルチェック・フレイル予防教室</td> <td>117回</td> <td>1,137人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フレイル予防サポーター養成</td> <td>1回</td> <td>6人(実人数)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>研修会については下記のとおりです。  ・R3年度 穎田地区地域福祉ネットワーク委員会にて、介護保険の現状を説明 18人  ・R3年度 飯塚医師会にて、介護予防日常生活支援総合事業についてと市が行う福祉政策について 26人  ・R4年度 飯塚医師会にて、飯塚市の介護給付適正化の取組から見た現状と課題について 21人  ・R4年度 飯塚市民生委員児童委員協議会にて、「介護予防・日常生活支援総合事業」の説明 19人  ・R4年度 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会 穂波・筑穂圏域研修会にて、住宅改修・福祉用具購入の理由書及び介護給付等の適正化についての研修会 19人  ・R5年度 飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会にて、住宅改修・福祉用具購入・貸与研修会及び介護給付等の適正化についての研修会 116人</p>		R3年度		R4年度		実施回数	延人数	実施回数	延人数	介護予防教室(出前講座)	42回	777人	82回	1,463人	高齢者筋力アップ教室	12回×9会場	1,345人	12回×16会場	2,686人	足元気運動教室	12回×4会場	608人	12回×5会場	1,148人	8回×1会場	113人	ボールエクササイズ教室	12回×2会場	454人	ボールエクササイズ教室	12回×1会場	175人	ケアトランポリン教室	30回×1会場	421人	9回×1会場	184人	脳元気教室	7回×5会場	663人	ケアトランポリン教室	18回×2会場	322人	音楽サロン	6回×10会場	937人	脳元気教室	6回×4会場	318人	フレイルチェック・フレイル予防教室	154回	1,988人	8回×1会場	111人	フレイル予防サポーター養成	2回	25人(実人数)	音楽サロン	6回×5会場	355人			フレイルチェック・フレイル予防教室	117回	1,137人			フレイル予防サポーター養成	1回	6人(実人数)		
	R3年度		R4年度																																																																									
	実施回数	延人数	実施回数	延人数																																																																								
介護予防教室(出前講座)	42回	777人	82回	1,463人																																																																								
高齢者筋力アップ教室	12回×9会場	1,345人	12回×16会場	2,686人																																																																								
足元気運動教室	12回×4会場	608人	12回×5会場	1,148人																																																																								
	8回×1会場	113人	ボールエクササイズ教室	12回×2会場	454人																																																																							
ボールエクササイズ教室	12回×1会場	175人	ケアトランポリン教室	30回×1会場	421人																																																																							
	9回×1会場	184人	脳元気教室	7回×5会場	663人																																																																							
ケアトランポリン教室	18回×2会場	322人	音楽サロン	6回×10会場	937人																																																																							
脳元気教室	6回×4会場	318人	フレイルチェック・フレイル予防教室	154回	1,988人																																																																							
	8回×1会場	111人	フレイル予防サポーター養成	2回	25人(実人数)																																																																							
音楽サロン	6回×5会場	355人																																																																										
フレイルチェック・フレイル予防教室	117回	1,137人																																																																										
フレイル予防サポーター養成	1回	6人(実人数)																																																																										
1 (第5回)	66.67	<p>3.地域包括ケアシステムの強化に向けた取組 (1)地域包括支援センターの機能強化 ①介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援業務) ②総合相談支援業務</p> <p>①②の事業共に令和6年度より①「居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)が市の指定を受けて実施」②「居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)に委託することにより」と記載されております。昨今、居宅介護支援事業所(介護支援専門員)に求められる役割は多岐にわたり業務多忙となっています。また、庁内の事業所数(CM数)は減少の一途をたどっています。その状況下において、飯塚市はどの程度の事業所が指定・委託を受けると想定しておりますか。どの程度、指定居宅を受けると地域包括支援センターの機能強化に繋がると考えますか。</p>	事業所係	<p>現段階において、詳細については国より通知等がないため不明であり、指定申請については居宅介護支援事業所の判断においてされるため、具体的な件数については把握までは至っておりません。また、地域包括支援センターの機能強化のために、指定・委託をどの程度すれば良いかについても、同様に詳細は不明であるため現時点では、具体的にはお示しすることができません。</p>																																																																								
1 (第5回)	78	<p>5.介護保険事業の円滑な運営のための取組 (2)介護サービス等の質の確保と人材育成 ③介護サービス等の人材確保・育成・離職防止の取組及び介護現場の業務効率化</p> <p>ケアプランデータ連携システムを「事業所に導入の促進を図ります」とありますが、具体的な方法などはありますか。</p>	事業所係	<p>県が行っているICT導入支援事業においてケアプラン連携が標準仕様となる介護ソフトを整備する場合補助対象となるため、支援の情報についてや、ケアプランデータ連携システムを利用することにより業務負担の軽減が期待されるためそのことについて事業所に向け周知を行ってまいります。なお、現在、飯塚市において利用が確認できている事業所は、3事業所あり、WAMNETにて公表が可能な事業所については公表がされています。</p>																																																																								
1 (第5回)	35	<p>3.ボランティア活動の推進 (1)ボランティアの育成・支援</p> <p>高齢者を支える多様なボランティアにはどのようなものがあり、実際にどのように活動されていますか。</p>	社会福祉協議会	<p>ボランティアに関しては、特に高齢者に特化している活動ではありませんが、民生委員や福祉委員、地区社協やネットワーク委員会、いきいきサロンのお世話人の方々が中心になり、定期的の下記ボランティア活動等を行っています。地域で活動内容や回数は異なります。ボランティア連絡協議会の所属団体数 本所6、穂波15、筑穂5、庄内5、穎田1 合計32団体(活動内容(一部抜粋))  ・ふれあい訪問電話・・・電話で安否確認を行います。  ・ふれあい弁当・・・定期的に手作り弁当を配布し安否確認を行います  ・ふれあい給食会・・・交流センターなどに集まり食事会を開きます。  ・手話・・・手話通訳の奉仕活動を行います。  ・点訳、音訳・・・定期刊行物の文書点訳や音声化・ダビング発送等。点字図書・音声図書を作成します。  ・いきいきサロン特技ボランティア・・・踊りや歌などの特技を披露されます。</p>																																																																								

資料No.	ページ	質問内容	回答係	回答
1 (第5回)	38	<p>5.多様な生活支援の充実</p> <p>日常生活圏域ごとに配置されている生活支援コーディネーターとは、どこに所属され、具体的にどのように活動されているのでしょうか。12人いらっしゃるのでしょうか。</p>	高齢者支援係	<p>生活支援コーディネーターは、飯塚市社会福祉協議会に所属しており、複数の日常生活圏域を担当している方もおられることから、令和5年度は10名いらっしゃいます。</p> <p>活動内容は、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の構築に向けたコーディネートであり、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源開発(地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等)</li> <li>・ネットワーク構築(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等)</li> <li>・ニーズと取組のマッチング(地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等)</li> <li>・介護予防普及啓発(いきいきサロン等地域住民等が主体となって実施する活動の支援等)</li> </ul> <p>具体的な活動につきましては、一例になりますが、第2層協議体でアンケート調査を行い、把握した高齢者の困りごとの解決策として、近郊の業者に協力を依頼し、協力していただける業者をまとめた、「ちょっと頼みたい困りごと有料サービス」を作成、配布しています。この取り組みは第1層協議体会議において報告され、他の地域の方も大変関心を持っているところです。そのため、来年度は、地域の社会資源を把握するためのアンケート調査を計画しているところです。</p>
1 (第5回)	52	<p>1.高齢者の虐待防止・権利擁護の推進 (1)高齢者の虐待防止・権利擁護の推進への取組</p> <p>社会福祉協議会が実施されている権利擁護事業とは、どのようなことをされているのでしょうか。また、成年後見制度の周知・利用促進という言葉が出てきますが、現在、成年後見制度はどのくらい利用されていますか。問題点などはこれまでになかったのでしょうか。</p>	社会福祉協議会 高齢者支援係	<p>前段(社会福祉協議会回答)</p> <p>飯塚市社会福祉協議会の権利擁護センター「ファミリア」は、認知症、知的精神障がい者、難病疾患などで、判断能力が不十分なため、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。サービス内容は、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理、書類等のお預かりのお手伝いをします。相談は無料ですが、契約後は利用料金や預かり料が必要です。</p> <p>サービス利用手続きについては、社会福祉協議会の専門員が訪問し、ご本人と話し合って支援計画を作成し、よろしければ契約を交わします。社会福祉協議会の生活支援員が支援計画にそったお手伝いを始めます。</p> <p>この事業は、安心してご利用していただくために、弁護士や研究者等で組織する「運営審議会」を設置しています。成年後見制度については、社協で現在3名の利用があり、課題としては、現金のみの取り扱いとなっているため、キャッシュレス決済に対応できない部分がある事、身寄りのない方が増えていることが挙げられます。</p> <p>後段(高齢者支援係回答)</p> <p>飯塚市において、令和5年9月末時点での制度利用者は256名となっています。類型別では、後見が204名、補佐が43名、補助が6名、任意が3名となっています。(参考:R3:244名、R4:263名)</p> <p>成年後見制度の問題点としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度、成年後見制度の利用を開始すると、本人が亡くなるまで辞められないこと</li> <li>・後見人の途中交代が難しいこと</li> <li>・後見類型においては、意思決定を代行する制度であることから、支援付き意思決定への転換が求められていること(国連の障害者権利委員会による日本政府へ勧告(総括所見)が行われている)</li> </ul> <p>などがあげられ、現在、国の有識者会議(成年後見制度利用促進専門家会議)において、議論が進められているところです。</p> <p>また、成年後見制度の基本理念は、本人の保護だけではなく、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重ですが、後見類型が8割近い状況からもわかるように、預貯金の管理や不動産売却など、重要な法律行為が難しく(できなくな)ってから、「代わりに決める人」を求めて申立てが行われることが多く、「周りの都合で使う」制度になりがちであることも指摘されています。</p> <p>こうした状況を踏まえ第二期成年後見制度利用促進基本計画において、第一期に引き続き、制度の適切な利用を促進するための取組として、地域連携ネットワークづくりの推進が求められているところです。</p> <p>※ノーマライゼーション:高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそが、正常(ノーマル)な社会であるという考え方。</p>
1 (第5回)	76	<p>5.介護保険事業の円滑な運営のための取組 (1)介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応 ③介護サービス相談員による相談・苦情等への対応</p> <p>介護サービス相談員はどこに所属され、何人でどのように活動されているのでしょうか。</p>	事業所係	<p>介護サービス相談員は市に登録して活動しています。現在、登録されている人数は11人で、基本は2人1組で活動をしています。活動内容としては、介護サービス施設・事業所や住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を訪問し、利用者等の話を聴き、相談に応じる等の活動を行い、利用者の疑問や不安の解消を図り、派遣を受けた事業所等におけるサービス等の質の向上及び利用者の自立した日常生活実現を目指しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度から令和4年8月までは訪問は中止しておりましたが、9月から再開をいたしました。令和4年度は登録事業所は68事業所、訪問については延べ183回行いました。</p>